

国民健康保険制度改革について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 27 日に成立しました。

この法律の成立により、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民皆保険制度の基盤である国民健康保険の安定化を図ります。

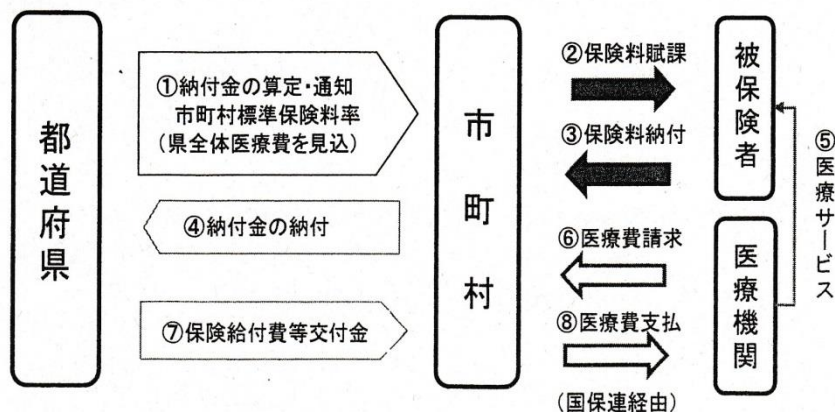
○ 都道府県と市町村の役割分担について

- ・都道府県 ⇒ 財政運営の責任主体（保険給付費総額の見込、納付金の決定・徴収、給費等の交付等）
- ・市町村 ⇒ 住民に身近な業務運営（保険料【税】率の決定・賦課徴収、資格管理、保険給付、保健事業等）

都道府県 <small>の主な役割</small>	市町村 <small>の主な役割</small>
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者等の発行）
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定し公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 保険料【税】を賦課・徴収
・ 給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う	・ 保険給付の決定

国保制度の財政運営は具体的にどう変わる

■ 財政運営が市町村単位から都道府県単位へ



※都道府県及び市町村が国保特別会計を設置

○ 納付金額について

- ・制度改正後の国保財政の仕組みは、県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとの医療費水準等に応じた国保事業費納付金額が決定されます。市町村はこれを県に納付します。
 - ・納付金額は下記の3つの指標で算定します。
 - ①被保険者に応じた按分
 - ②所得水準に応じた按分（所得水準が高い市町村は多く：応能負担）
 - ③医療費水準の反映（医療費が高い市町村は多く：応益負担）
- ・都道府県は市町村ごとの納付金が集められる「市町村標準保険料率」を統一した算定方式で算出します。長野県では①均等割、②平等割、③所得割による3方式で算定します。
- ・市町村はこの標準保険料率を参考に、市町村独自の算定基準により実際の保険料率を決定します。飯山市の場合、①均等割、②平等割、③所得割、④資産割の4方式で保険税を算定しています。
- ・平成30年度納付金額については、11月～12月に仮試算が県より示され、1月下旬に確定額が通知されます。
- ・納付金は毎年、その年度に必要な額を市町村ごとに示されます。

○ 納付金額の決定について

- ・市町村ごとの納付金額を決定するための国保事業費納付金算定方法を含む、国保運営方針を諮問・審議するため長野県国民健康保険運営協議会が平成29年6月に設置されます。
- ・9月に1回目、11月に2回目の運営協議会が開催され、「長野県」としての国保運営方針が決定される予定です。